

君津市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに関する公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、君津市が所管する指定地域密着型通所介護事業所等が、宿泊サービスの提供を開始する前に市長に届け出た事項について、当該届出の情報を公表することにより、事業者の実態把握及び利用者等の選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型の事業に限る。）及び第115条の4第1項に規定する第一号通所事業の指定を受けた事業者が、当該指定を受けた事業所（君津市が所管するものに限る。以下「指定地域密着型通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスとして提供することをいう。
- (2) この要綱において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- (3) この要綱において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(届出内容の公表)

第3条 市長は、君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年君津市規則第4号）第54条の4第4項、第54条の24第4項、第57条第4項、君津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年君津市規則第5号）第5条第4項及び君津市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（令和

6年君津市規則第25号)第51条第4項の規定により届出のあった内容のうち、次に掲げる事項について市ホームページ等により公表するものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所等の介護保険事業所番号
- (3) 事業所名
- (4) 事業所所在地
- (5) 事業所電話番号
- (6) サービス提供時間
- (7) 利用定員
- (8) 利用料金
- (9) 人員配置の状況
- (10) 宿泊室の状況
- (11) 消防設備の状況
- (12) その他市長が必要と認める事項
(その他)

第4条 市長は、宿泊サービスの基準として、「君津市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」を別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。